財　第　７６　号
令和８年９月 18 日

本庁各部局長
議会、監査委員及び
各委員会の事務部局の長
各広域振興局長
様

総務部長

令和９年度予算要求・調整要領について

令和９年度の予算編成については、「令和９年度の予算編成について（令和８年９月 18 日付け財第 75 号副知事依命通知）」により通知されているところですが、具体的な予算要求・調整に当たっては、別添の令和９年度予算要求・調整要領によってください。

令和９年度予算要求・調整要領

令和９年度予算は、この要領により要求・調整すること。
なお、物価高対策に係る政策的な事業予算については、国予算の動向も踏まえ、別途通知するもの。

第１　全般的事項

１　東日本大震災津波からの復旧・復興に係る取組については、被災者の心のケア等、継続が必要な事業について、引続き実施するとともに、「いわて県民計画（2019～2028）」及びその実施計画である第３期アクションプランを着実に推進するため、全ての事務事業をゼロベースで見直し、施策の選択に当たっては、事業効果、効率性を重視し、優先度、緊急度等による厳しい選択を行うこと。

２　後年度負担を伴う事業等（補助制度の創設、複数年度にわたる施設整備等）については、翌年度以降の歳出化経費として予算の硬直化の原因となるため、その必要性について慎重に検討するとともに、総務部に協議を行うこと。

３　県が行う大規模な施設の整備については、その必要性や緊急性を十分に検討したうえで、調整すること。
　また、施設整備に当たっては、既存施設の有効活用の可能性を検討するとともに、施設を移転する場合は跡地の利活用方策についても事前に十分検討すること。
　なお、市町村等の施設整備に対する助成についても、同様の観点で検討のうえ、調整すること。

４　新たな事業の立案に当たっては、県、市町村、民間の役割分担を踏まえ、県事業としての妥当性について、十分検討すること。

５　歳入の算定に当たっては、あらゆる資料に基づいて的確に把握し、財源の確保に努めること。
　特に、東日本大震災津波からの復旧・復興のための事業については、「「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和７年６月 20 日閣議決定）等を踏まえるとともに、国の動向にも十分に留意のうえ適切に見込むこと。
　また、必要に応じて、国に対し財政措置の継続を要望していくこと。

６　歳出予算は、「別紙１　経費区分」により、主要経費及び一般行政経費に区分すること。

７　歳出予算の要求・調整に当たっては、「別紙２　令和９年度予算要求・調整基準」の経費区分の内訳毎に、要求・調整基準に基づき算出した範囲内で要求・調整を行うこと。

８　事業費の積算にあたっては、実勢を踏まえた適正な労務単価や資材価格を考慮し、受注者が適切に価格転嫁を行うことができるよう留意すること。

9　東日本大震災津波からの復旧・復興に係る経費については、所要の額の要求とすること。
　なお、国の第３期復興・創生期間を踏まえつつ、「いわて県民計画（2019～2028）」第３期アクションプランの復興推進プランにおいて示す工程表に留意し、復興の実現に取り組むこと。

10　一般行政経費については、事務事業の合理化と経費支出の効率化に配慮し、別添「一般行政経費予算調整調書作成要領」により調整すること。特殊事情分については、別途協議のうえ、所要額を要求すること。

11　要求書及び説明書の様式は、予算規則に定めるもののほか、予算規則第５条第１項第４号に掲げる書類については、別添一般行政経費調整資料様式とし、これらの書類は、予算編成事務等支援システムにより作成すること。

12　政策評価及び事務事業評価の結果を予算調整に反映し、予算調整事務の合理化を図ること。

13　予算規則（昭和 39 年岩手県規則第 12 号）附則第５項に規定する「指定された日」は、それぞれ次のとおりとすること。
(1)　部局長が作成する書類
　ア　予算要求書、主要経費歳出予算説明書及び一般行政経費歳出予算説明書
　　令和８年 11 月 13 日
　イ　一般行政経費予算調整調書
　　令和８年 10 月 23 日
(2)　広域振興局長が作成する予算要求書及び主要経費歳出予算説明書
　　令和８年 11 月 13 日
(3)　医療局長及び企業局長が作成する予算の原案
　　令和８年 11 月 13 日

第２　歳入歳出に関する事項

１　歳 入

歳入にあっては、法令等その根拠及び積算の基礎を明確にするとともに、対象、数量及び料率等を十分検討したうえで算定すること。

なお、過年度の収入未済金については、債権の適正な管理を行うとともに、積極的な徴収計画を立て、年度内収入目標額を算定すること。

(1)　県税については、制度改正の動向、経済情勢の推移及び実績等を勘案して算定すること。

(2)　地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び交通安全対策特別交付金については、令和９年度地方財政計画及び従来の実績を勘案して算定すること。

(3)　分担金及び負担金については、法令等に分担率・負担率の定めのあるものを除き、その適正化を検討したうえで算定すること。

(4)　使用料及び手数料については、適時、適切な見直しを行い、受益者負担の原則にしたがって、算定すること。

なお、施設使用料については、当該施設の利用向上方策も検討のうえ、算定すること。

(5)　国庫支出金については、国の予算編成状況、特に東日本大震災津波からの復旧・復興に係る編成状況や制度改正の状況に留意しながら、補助・負担率、基準単価等を的確に掌握して算定すること。

(6)　財産収入については、財産管理の適正化と運用の合理化に努め、価格、料率等について的確な検討を加え、従来の実績等を勘案して算定すること。

特に、未利用県有地の処分について、積極的に推進すること。

(7)　寄附金については、その性格、寄附能力等を十分検討して、確実な収入見込額とすること。

なお、負担付きの寄附については、議会の議決が必要となるので留意すること。

(8)　繰入金については、他会計及び基金との関連等を検討して算定すること。

(9)　繰越金については、当初予算にあっては原則として整理科目とすること。

(10)　諸収入については、従来の実績を勘案し、確実な収入見込額を算定すること。

特に、受託事業については、県行政に及ぼす効果及び所要経費との関連を十分検討し、通常の事務に支障を来さない範囲に限定すること。

(11)　県債については、令和９年度地方債計画を勘案し、地方交付税による財源措置のある地方債の選択的導入に配意しながら、算定すること。

2　歳 出

歳出にあっては、東日本大震災津波からの復旧・復興について、被災者の心のケア等、継続が必要な事業について、引続き実施するとともに、「いわて県民計画（2019～2028）」の実現に向けて、必要な経費を適切に計上すること。

この際、「政策等の評価に関する条例」及びこれに基づく実施要領に基づき実施した政策評価及び事務事業評価の結果を踏まえ、各種施策について、これまでの実績にとらわれることなく、ゼロベースで徹底的な見直しを行うこと。

なお、施策立案に当たっては、次の事項に十分配意すること。

(1)　予算額の算定に当たっては、国の制度の改正等その動向に十分留意し、法令等の定めるところにより、最も合理的な基準によることはもちろん、極力節減合理化の措置を講ずること。

(2)　東日本大震災津波からの復旧・復興のための事業については、被災者の心のケア等、継続が必要な事業について、引続き実施するが、必要に応じて、国に対し制度の継続を要望していくこと。

(3)　新規事業に要する経費については、地域未来交付金などの国庫補助金をはじめ、あらゆる財源の積極的な活用を図るとともに、全ての事務・事業を抜本的に見直し、原則として既存類似事務事業の整理統合、廃止等により捻出した財源を振り替えて対応すること。特に県単独事業については、抜本的見直しの時期を明確にするため必ず終期を設定（サンセット方式）すること。

(4)　終期が到来した事業を廃止できないと判断した場合は、事業を廃止できない理由及び財源を確保するために振り替える他事業の廃止・節減案を付けて調整すること。

(5)　２箇年以上にわたる事業については、その全体計画、年度別事業費等を明らかにすること。

(6)　国庫補助金や中央の団体等からの補助金の削減、国庫により創設した基金事業の期限到来分については、県単独事業への振替は行わないよう、配意すること。

(7)　国との協議が整っている国庫補助事業であっても、政策会議等を活用し、事業効果や緊急性の観点から事業化の是非について、十分検討を行うこと。

(8)　事務・事業のうち民間委託等により実施することが効果的であると認められるものについては、適切な管理の下に民間委託等を積極的に推進すること。

(9)　公共施設の維持補修については、現況の把握に努めるとともに、計画的な執行に留意すること。

(10)　事業規模の少額なものは、積極的に見直すとともに統合を進めること。

(11)　経費ごとの留意事項

ア　主要経費

(ｱ)　普通建設事業費

事業主体、事業内容、事業効果及び将来にわたる財政負担を十分検討し、事業の重要性、緊急性等に留意して算定すること。

特に、大規模施設整備事業等については、事業規模の妥当性を十分に検討するとともに、事業実施時期の繰延等についても検討を行うこと。

また、公共事業については、「第３期岩手県国土強靭化地域計画」を踏まえた取組の重点化を図るとともに、「公共事業評価実施要領」及び「大規模事業評価実施要領」に基づく費用対効果の分析評価等も踏まえた、重点的かつ効率的な事業実施に十分に留意すること。

なお、国庫補助事業と単独事業の規模については、総務部と事前協議し、国庫補助事業の確保に最大限努めること。

① 国庫補助事業

本県にとって真に事業効果があるか否かについて十分検討を加え、事業を厳選し、国庫補助の確実な見通しの上に立って算定するとともに、事業の内容、規模等について精査、見直し等を行い、財源が有効に活用されるよう留意すること。

② 県単独事業

真に緊要なものについて、その事業効果等を勘案のうえ算定すること。

なお、国庫補助事業での実施の可能性、県債及び地方交付税による財源措置の有無についても、十分留意するとともに、国庫補助対象事業の県単独事業への安易な振替は行わないこと。

③ 国直轄事業

事業効果及び事業規模、将来の財政負担等について、国と十分に協議のうえ、過大な事業内容とならないよう留意すること。

(ｲ) 災害復旧事業費

過年災については、年割額とし、現年災については、過去の実績等を勘案して算定すること。

(ｳ) 普通建設事業費及び災害復旧事業費で支弁する給与費の事務費に対する割合は、国庫補助事業にあっては国の定める上限の割合とし、県単独事業にあっては別に定めるものであること。

(ｴ) 補助金等

県単独補助（負担）金（つぎ足し補助金を含む。）については、社会経済情勢の変化や、県・市町村・民間等が分担すべき役割の明確化に対応する観点及び補助の相手の自立性を高める観点から見直しを行い、積極的に整理合理化を図り、終期を設定し調整すること。

特に、次の事項に留意すること。

① 県単独継ぎ足し補助及び各種負担金は、原則廃止の方向で引き続き見直しを行うこと。

② １件当たりの金額が零細な補助金、単年度の大会開催等のための補助金、団体の運営費補助金については、公益性、必要性、補助効果などを十分検討のうえ、補助対象経費及び補助率を調整すること。

③ 今年度において実施した事務事業評価の考え方に照らし、廃止することが適当と認められるものや、終期が到来したものは、廃止すること。

(ｵ) 扶助費

国の予算編成状況や決算の状況等を勘案して算定すること。

(ｶ) 繰出金

特別会計及び基金の事業計画等を十分検討して算定すること。

(ｷ) 貸付金及び出資金

対象事業の重要度、事業計画、資金計画、貸付期間、貸付時期、貸付利率、事業実績及び効果等を十分検討して算定すること。

イ　一般行政経費

(ｱ)　人件費

給与費の算定については、職員数は原則として10 月 1 日の定数（会計年度任用職員は人事課内示に基づく数）とし、別添資料による給与費算定方法により算定すること。

なお、新年度の組織体制の変更等があった場合は、別途、給与費の再算定を行う場合があるので、留意すること。

(ｲ)　人件費以外の経費

緊急性、効果等に十分検討を加え、必要最小限度の額とすること。

また、委託金、使用料等の特定財源をもって賄うべき性質の経費等については、当該特定財源の額の範囲内とし、かつ、最小限度の額とすること。

特に、次の事項に留意すること。

①　国庫対応経費については、その必要性、効果等について十分評価・検討し、積極的に見直しを行うこと。

②　県単独経費については､庁舎等の公用施設の維持管理経費などあらゆる経費について見直しを行い、節減合理化に努めること。

第３　その他の予算に関する事項

１　継続費

事業に係る対象経費の総額、年割額及び歳入歳出予算との関連を十分検討して算定すること。

２　繰越明許費

特別の事情により、年度内執行が困難なものについて、事業執行計画に十分留意して算定すること。

３　債務負担行為

債務を負担する行為の性質及び将来にわたる財政負担を十分検討して算定すること。

４　一時借入金

資金計画を十分検討して算定すること。

５　食糧費

公費をもって賄われていることに鑑み、「食糧費執行要領」に基づき、必要最小限の範囲内で算定すること。

別紙１

経　　費　　区　　分

１　経費区分は、次のとおりとする。

⑴　主要経費

⑵　一般行政経費

２　経費の区分は、原則として事業を単位とし、次の分類基準により主要経費と一般行政経費に分類する。

⑴　主要経費

政策的な性格を有する経費で、概ね次に掲げる経費等をいう。

ア 普通建設事業及び災害復旧事業

イ 補助費等（構成員としての負担金、経常的参加負担金及び法令等に定める義務的負担金を除く。）

ウ 扶助費（社会福祉施設及び県立学校に係るものを除く。）

エ 繰出金

オ 貸付金

カ 積立金

キ 投資及び出資金

ク 物件費（新規かつ政策的判断を要するもの又は多額の経費を必要とするものに限る。）

ケ 公共土木施設等の大規模な維持補修費

⑵　一般行政経費

主要経費以外の経費で、人件費、通常の指導費、調査費、維持補修費、管理運営費等に要する経費で、給与費、国庫対応経費、受託事業経費、収入見合経費、県単独経費に分類する。

なお、県単独経費は、次に掲げる区分に分類する。

ア　経常的経費

年々持続して固定的に支出される経費であって、当然増減経費を除いた県単独の経常的な経費

イ　当然増減経費

(ｱ)　法令の改廃等に伴う事業費（事務費）で増減となる経費

(ｲ)　施設の増設又は廃止等に伴い増減となる経費

(ｳ)　前年度又は本年度のみの臨時的事業費で増減となる経費

別紙2

令和9年度　予算要求・調整基準

経費区分	内　訳	経費内容	要求・調整基準 通常分	要求・調整基準 震災分	備　考
主要経費	基礎的経費	1　人件費、扶助費、公債費 2　普通建設事業費のうち県単独事業費支弁人件費 3　災害復旧事業費 4　利子補給金等 5　法令、条例等に基づく義務的経費 6　その他削減率による削減が困難と認められる経費	所要額	所要額 （災害復旧等）	
	政策的経費	【公共事業】 1　公共事業に要する経費 2　公共事業で整備した施設の維持管理等に要する経費（維持管理関係）	R8×1.00以内（注4） 但し、前年度の実行予算ベースを勘案した要求については、国の動向を踏まえて別途協議とする。	所要額	
		【大規模・非公共投資事業】 1　大規模施設の整備等に要する経費 2　非公共の投資的経費のうち大規模事業以外のもの（県債の発行を伴う事業に限る）	別途協議のうえ 所要額	別途協議のうえ 所要額	
		【政策推進費】 基礎的経費、公共事業費、非公共・大規模事業等、準義務的経費及び振興局予算以外の経費	R8×1.00以内 （特殊要因：別途協議） 但し、第3期アクションプランの「特に強化すべき事項」に関連する新規事業については、別途通知により所要額の要求を認める。	所要額	
		【広域振興局予算】 広域振興圏単位で推進する事業に要する経費	R8×1.00以内 但し、第3期アクションプランの「特に強化すべき事項」に関連する新規事業については、別途通知により所要額の要求を認める。	別途協議のうえ 所要額	
	プロジェクト推進費	いわて県民計画に掲げる「新しい時代を切り拓くプロジェクト」を推進するための経費	別途協議のうえ 所要額	別途協議のうえ 所要額	
一般行政経費	給与費	給与関係経費	所要額		
	国庫対応経費	国庫支出金の対象となる事務的経費			
	受託事業費	国以外の団体等からの受託に伴う事業費			
	収入見合経費	特定財源の収入額の範囲内で行う事業費			
	県単独経費	1　経常的経費 2　当然増減経費	経常的経費 R8×1.01以内		

注1）　本資料中「R8」とは、原則、「R8当初予算」（経費組替後かつ完了事業等調整後）の一般財源ベース（県債＋一般財源）であること。

注2）　特殊要因経費（国その他の制度改正等により必要となる経費で、既往経費の振替えによる財源の捻出では真に対応できない経費）については、別途協議を行うこと。

注3）　通常分については、震災分や地方財政措置の状況により別途調整もあり得ること。

注4）　単独事業は、公共事業全体の2割以下とすることを原則とする。

令和９年度予算要求・調整に当たっての留意事項

予算要求・調整要領の別紙２「令和９年度予算要求・調整基準」について

１　「基礎的経費」について

⑴　別紙２中「人件費、扶助費及び公債費」とは、性質別分類の義務的経費に分類されるものであること。

なお、人件費については、別途協議して基礎的経費と認められたものに限ること。

⑵　別紙２中「利子補給金等」とは、利子補給金のほか、利子補給補助金及び損失補償費であること。

⑶　別紙２中「法令・条例等に基づく義務的経費」とは、次の経費をいうものであること。

ア　法令・条例等に基づく交付金、負担金、出資金及び償還金

イ　公課費、保険料及び繰出金（特別会計への公債費及び人件費に係るものに限る。）

ウ　措置費

⑷　別紙２中「その他削減率による削減が困難と認められる経費」とは、次の経費をいうものであること。

ア　債務負担行為を設定しているもの（利子補給金及び損失補償金を除く。）

イ　光熱水費等

ウ　システム機器等（パソコン等）のリース料

エ　その他総務部と協議して定めた事業に要する経費

なお、システム機器等（パソコン等）のリース料については、更新時に仕様、数量等の見直しを行い、経費の節減に努めること。